

公 告

あなたが放置しているコンクリート製品（U字溝49個）は、下記のとおり河川法（昭和39年法律第167号）第24条に違反しているので、下記期限までにこの物件を除却し、河川を原状に回復するよう、河川法第75条第3項の規定に基づき命じます。

この命令に従わない場合は、河川法第75条第3項の規定により、本職又は本職が委任した者がこの物件を除却し原状に回復しますので、申し添えます。

なお、この命令に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事・国土交通大臣へ審査請求することができます。

平成23年11月25日

河川監理員 長野県須坂建設事務所長

記

- 1 原状回復（除却）を行う不法占用等の場所の表示
須坂市大字八町字久保山1337-1地先 鮎川河川敷
- 2 放置物件名
コンクリート製品（U字溝49個）
- 3 原状回復の内容
放置物件の撤去、除却
- 4 期限
平成23年12月26日

問い合わせ先 住 所 須坂市大字須坂字中縄手 1699-11
氏 名 長野県須坂建設事務所維持管理課
連絡先 026-245-1671